

ゼロカーボンシティの実現に向けての連携協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と東海ガス株式会社（以下「乙」という。）は、藤枝市におけるゼロカーボンシティ（2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする都市のことをいう。以下同じ。）の実現に関して、相互協力及び連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙との緊密な相互連携と、双方の資源を有効に活用した協働による取組を推進することにより、市内外に幅広く情報発信し、市民の地球温暖化の防止に対する意識醸成を図り、ゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 公共施設の脱炭素化、省エネルギー化に対する助言等の支援に関すること。
- (2) エネルギーの地産地消の推進に関すること。
- (3) カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進及び普及啓発に関すること。
- (4) 環境に関する情報発信の支援に関すること。
- (5) 環境に関する人材育成に関すること。
- (6) その他ゼロカーボンシティの推進に関すること。

（協議及び取組）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める連携事項を推進するため、定期的に協議を行うものとする。

2 具体的取組の内容、実施方法、甲乙の役割、経費負担等は、甲乙合意の上、取組ごとに決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、法令の定めがある場合を除き、本協定の履行に伴い知り得た他の協定当事者の秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第5条 甲乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、別途書面にて合意することにより、本協定の内容を変更することができる。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期限が満了の翌日から1年間更新され、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年8月4日

（甲）

静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

藤枝市

藤枝市長

北村正平

（乙）

静岡県藤枝市青木二丁目29番1号

東海ガス株式会社

代表取締役社長

植松幸司